

（事故自動緊急通報装置）

**第223条の4** 事故自動緊急通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の8の告示で定める基準は、当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであることとする。